

小松市木場潟スポーツ研修センターの利活用に係る サウンディング型市場調査実施要領

1. 調査の背景・目的

(1) 調査の背景

小松市木場潟スポーツ研修センターは、昭和 48 年から 49 年に整備された研修棟及び体育館、昭和 55 年以降に整備されたテニスコートを有するスポーツ施設であり、開設以来、競技力向上や健康増進、レクリエーション等の機会の提供やスポーツ合宿など多くの方に利用されてきた。

このうち、体育館については施設の耐震化及び体操競技に特化した環境整備を行い、テニスコートについてもナイター照明の LED 化行ってきたことなどにより、安定した利用状況となっている。

一方で、研修棟については、耐震化が未実施であり、建設から 50 年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しいことから令和 6 年 4 月より宿泊機能を廃止している。

このような状況を踏まえ、研修棟については、今後、施設の解体を予定しているところであり、解体後の跡地活用について令和 7 年 3 月にアンケート調査を実施したところである。

当施設周辺には、古くからの姿をほぼそのまま残している県内唯一の潟である木場潟があり、県は南加賀の「広域公園」と位置付け、都市公園として整備を進めている。また、木場潟公園にはそれぞれ特色のある 5 つの園地があり、年間 80 万人もの利用者で賑わっている。

なかでも、当施設に隣接する木場潟公園東園地には、遊具や芝生広場などの遊び場のほか、カフェや足湯などの憩いの場、農業体験ハウスなどの体験学習の場が整備され、令和 5 年 4 月に一部供用開始された。今後、未供用区域にはキャンプゾーンや水場ゾーン、遊具・イベントゾーン、里山体験ゾーンが整備される予定であり、木場潟公園全体の機能配置を踏まえた木場潟スポーツ研修センターの機能のあり方を考えていく必要がある。

(2) 調査の目的

本調査は、幅広い民間事業者の皆様との対話を通じ、小松市木場潟スポーツ研修センターの利活用や管理運営方法等について広くご意見やご提案をお聴きし、今後の管理運営方針の参考とすることを目的としています。

2. 対象施設の概要・条件

| | | | |
|------------------|---|----------------------|--------------------|
| 名 称 | 小松市木場潟スポーツ研修センター | | |
| 所 在 地 | 小松市木場町コ3番地7 | | |
| 用 途 地 域 | 用途なし（その他区域） ※都市公園区域内 | | |
| 開 設 年 月 | 昭和48年10月 | 研修棟 | |
| | 昭和49年8月 | 体育館 | |
| | 昭和55年3月 | テニスコート | |
| 敷 地 面 積 | 12,316 m ² | | |
| 建 物 延 床 面 積 等 | 研修棟 | 571 m ² | 鉄筋コンクリート造 昭和48年築 |
| | 体育館 | 676 m ² | 鉄骨鉄筋コンクリート造 昭和49年築 |
| | 合計 | 1,243 m ² | |
| そ の 他 施 設 情 報 | テニスコート | ハードコート（3面） | 昭和55年 |
| | | オムニコート（4面） | 昭和56年 |
| | 駐車場 | 計20台 | |
| 施設の概要 | <p>【研修棟】（今後、解体予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修室 <ul style="list-style-type: none"> 第1研修室 114.32 m² 第2研修室 116.56 m² 第3研修室 58.68 m² 和室 30.24 m² ○浴室・便所 <ul style="list-style-type: none"> 浴室 15.40 m² 1階便所 27.80 m² 2階便所 27.80 m² ○事務室等 <ul style="list-style-type: none"> 事務室 17.62 m² 管理人室 17.62 m² <p>【体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アリーナ 576.00 m² ○便所 17.48 m² ○男女ロッカー室 30.52 m² <p>※体操競技専用施設</p> <p>【テニスコート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハードコート（3面） 2,040 m² ○オムニコート（4面） 3,040 m² <p>※いずれもナイター照明設備あり</p> | | |

| | | | | | | | |
|--|---|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 管理運営に係る経費 | 指定管理者制度に基づく管理・運営を行っている | | | | | | |
| | (単位：千円) | | | | | | |
| | 区分 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | |
| | 管理運営形態 | 指定管理 | 指定管理 | 指定管理 | 指定管理 | 指定管理 | |
| | 収入 | | 11,585 | 12,327 | 11,653 | 13,111 | 16,712 |
| | | 指定管理委託料 | 9,516 | 10,070 | 9,185 | 10,140 | 15,400 |
| | | 使用料収入 | 1,692 | 1,794 | 1,729 | 1,761 | 1,166 |
| | | その他 | 377 | 463 | 739 | 1,210 | 146 |
| | 支出 | | 11,585 | 12,327 | 12,569 | 13,526 | 14,795 |
| | | 人件費 | 4,316 | 4,322 | 4,361 | 4,316 | 6,697 |
| 物件費 | | 6,569 | 7,286 | 7,239 | 8,510 | 7,327 | |
| その他 | | 700 | 719 | 969 | 700 | 771 | |
| 収支(収入-支出) | 0 | 0 | -916 | -415 | 1,917 | | |
| 利用状況 | (単位：人) | | | | | | |
| | 施設名 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | |
| | 研修棟 | 2,009 | 2,391 | 2,623 | 2,657 | 878 | |
| | 体育館 | 12,284 | 16,621 | 19,638 | 19,663 | 20,003 | |
| | テニスコート | 10,857 | 14,074 | 10,837 | 8,299 | 10,025 | |
| | 計 | 25,150 | 33,086 | 33,098 | 30,619 | 30,906 | |
| ※令和6年度より宿泊機能を廃止 | | | | | | | |
| 施設設置者から見た施設の課題 | 【研修棟】 | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備やトイレなどの老朽化が進んでいることに加え、現行の耐震基準を満たしていない ・施設内部の構造が近年の利用者ニーズに適合しておらず、宿泊機能を廃止している ・耐震改修及び建て替えには多額の費用を要することから、建物は取り壊しの方向となっている | | | | | | |
| 【体育館・テニスコート】 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・研修棟解体後は施設管理機能(利用受付等)を補完する必要がある ・ハードコートにはクラックや凹凸が多数見受けられ、通常使用に支障がある状態となっている | | | | | | | |

3. 調査での個別対話の内容

本調査では、以下の5つのテーマ（一部の項目でも構いません）について、ご意見・ご提案をお聞かせください。

| | |
|---|--|
| ① | 民間事業者から見た木場潟スポーツ研修センターの課題・ポテンシャル ・ハード面・ソフト面それぞれの課題・魅力 |
| ② | 利活用に関する提案 ・研修棟解体後の跡地活用方策 ・必要な施設整備や運営方法 |
| ③ | 民間ノウハウを活用した施設魅力アップに関する提案（体育館、テニスコートを含む） ・利用促進のための提案 ・その他魅力アップにつながる提案 |
| ④ | 効果的・効率的な運営・維持管理に関する提案（体育館、テニスコートを含む） ・経費縮減、収入確保のための効果的な取組み |
| ⑤ | 木場潟公園エリアとしての機能連携に関する提案 ・木場潟公園東園地など周辺施設と連携した事業提案 |

その他、上記テーマに関連する内容につきましても、適宜ご意見・ご提案をいただければ幸いです。

4. 調査のスケジュール・手続き

(1) スケジュール

| | |
|------------------|---------------------------|
| 令和7年 8月1日(金) | 実施要領の公表、市ホームページへの掲載 |
| 8月8日(金) | 質問書の提出期限（午後5時） |
| 8月13日(水) | 質問書への回答 |
| 8月19日(火) | 説明会・現地見学会参加申込書の提出期限（午後5時） |
| 8月22日(金) | 説明会・現地見学会の実施時間等の通知 |
| 9月1日(月) | 説明会・現地見学会の実施 |
| 9月8日(月) | 個別対話参加申込書の提出期限（午後5時） |
| 9月16日(火) | 個別対話の実施時間等の通知 |
| 9月24日(水) | 個別対話提案資料の提出期限（午後5時） |
| 10月15日(水)～21日(火) | 個別対話の実施 |
| 11月下旬 | 調査結果概要の公表 |

(2) 質問の受付及び回答

本調査に関する質問は質問書（様式1）にご記入の上、7の担当部署に電子メールにより提出してください。

いただいた質問の回答は、市ホームページに掲載し、個別回答は行いません。（質問のあった事業者の名称は公表しません。）

(3) 説明会・現地見学会の参加申込書の提出

本調査に関する説明会・現地見学会への参加を希望する場合は、参加申込書（様式2）にご記入の上、7の担当部署に電子メールにより提出してください。（ただし、着信確認の電話をお願いします。）

電子メールの件名は「説明会・現地見学会参加申込」としてください。

説明会・現地見学会への参加は、任意です。（個別対話への参加条件ではありません。）

(4) 説明会・現地見学会の実施時間等の通知

実施要領に記載の参加資格を確認し、参加申込書の提出があった事業者に対して、説明会・現地見学会の実施時間等について、電子メールにて連絡します。

| | |
|--------|--|
| ① 実施日時 | 令和7年9月1日(月)午後2時～午後4時を予定しています。 2時00分～2時30分 説明会 2時30分～3時30分 現地見学会 3時30分～4時00分 質疑・応答 |
| ② 実施場所 | 集合場所：小松市木場潟スポーツ研修センター 現地見学会：対象施設を案内し、施設概要を説明します。 |
| ③ その他 | 小松市木場潟スポーツ研修センター駐車場をご利用ください。 |

(5) 個別対話の参加申込書の提出

本調査に関する個別対話への参加を希望する場合は、参加申込書（様式3）にご記入の上、7の担当部署に電子メールにより提出してください。（ただし、着信確認の電話をお願いします。）

電子メールの件名は「個別対話の参加申込」としてください。

(6) 個別対話の実施時間の通知

実施要領に記載の参加資格を確認し、参加申込書の提出があった事業者に対して、対話の実施時間について、電子メールにて連絡します。

| | |
|--------|--|
| ① 実施日時 | 令和7年10月15日(水)～21日(火)の午前10時から午後5時までの間で、1事業者1時間程度を予定しています。 |
| ② 実施場所 | 小松市役所（小松市小馬出町91番地）会議室 又は Web 会議 |
| ③ その他 | 小松市役所正面駐車場をご利用ください。 |

(7) 個別対話提案資料の提出

個別対話の実施にあたっては、提案資料（様式4）にご記入の上、7の担当部署に電子メールにより提出してください。（ただし、着信確認の電話をお願いします。）

電子メールの件名は「個別対話提案資料」としてください。

別途資料がある場合は、併せて送付してください。

(8) 個別対話の実施

対話は、事業者の皆様から提案資料をもとに一括してご説明いただいた後、質問、意見交換をさせていただきます。

知的財産（アイデアやノウハウ等）保護の観点から対話は個別で実施します。

(9) 実施結果概要の公表

対話の実施結果概要については、市ホームページで公表する予定です。

なお、参加事業者の名称は非公表とします。また、個々の内容については、参加事業者の知的財産保護に配慮した上で、その概要を公表します。

公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認をさせていただきます。

5. 留意事項

本調査への参加実績は、今後、事業者公募等を行う際の評価対象とはなりません。また、提案の内容については、必ずしも本事業に反映されるとは限りません。ただし、今後の対象施設等の管理運営に関する検討、また、これに関する公募に際して、本調査で得たアイデアやノウハウを使用する場合がありますので、ご了承ください。

本調査への参加に要する費用は、参加事業者のご負担となりますのでご了承ください。

本調査の終了後において、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施させていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

6. 参加対象

本調査の参加対象は、当該対象施設等の管理運営に関心のある法人等（法人格は問いません）とし、個人での参加はできないものとします。また、個別対話参加申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 小松市暴力団排除条例（平成24年小松市条例第11号）第2条に規定する暴力団及び同条例第6条に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (2) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

7. 担当部署及び申込・問合せ先

〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地 小松市役所 2 階

国際文化交流部 スポーツ育成課 担当：中川

電子メールアドレス sports@city.komatsu.lg.jp

電話 0761-24-8139 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

市ホームページ (実施要領・質問回答・実施結果概要の公表等)

<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1017/oshirase/17942.html>